

介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件について

株式会社ケア・ファースト

【「介護職員等特定処遇改善加算」とは】

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

【見える化要件について】

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

【当法人の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容】

	職場環境等要件	当法人の取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格支援の体制を確立しており、受験料や研修費等の補助を行うこと、勤務の配慮を行うことで職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
労働環境 処遇の改善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	毎朝のミーティングで情報共有を行う。また、定期開催での全体ミーティングを実施して業務内容の改善を図る。 年次健康診断の実施、全館及び敷地内全面禁煙、職員休憩室の確保。
その他	中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） 非正規職員から正規職員への転換	子育て・介護等の家庭事情や職員の体調等に配慮し、日勤帯のみでの勤務や短時間正規職員制度の導入と活用を行っている。 非正規職員から正規職員への転換を奨励。

以上